

特定個人情報の適正な取扱い等に関する留意点

平成28年4月22日（金）
社会保障・税番号制度担当者説明会
個人情報保護委員会事務局



個人情報保護委員会

※個人情報保護法及び関係政令に基づき、特定個人情報保護委員会を改組し、2016（平成28）年1月1日設置

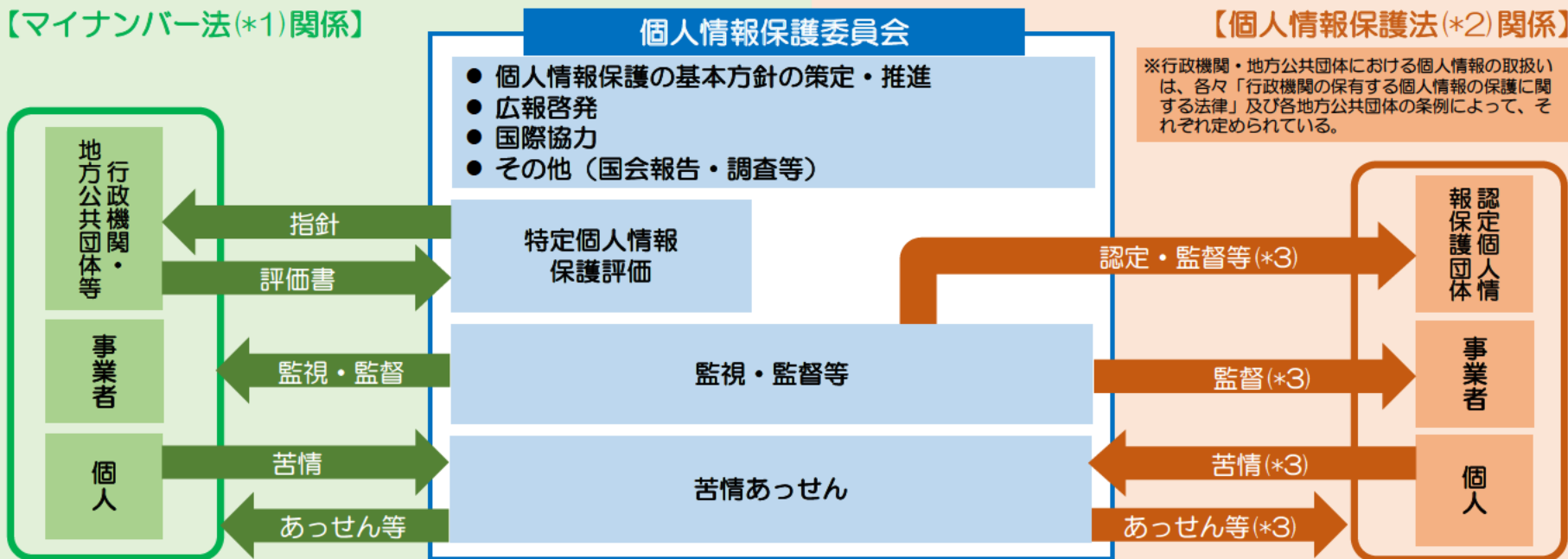
任務

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づき、個人情報の適正かつ効果的な活用が新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するものであることその他の個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護するため、個人情報の適正な取扱いの確保を図ること

組織

- 委員長1名・委員8名（合計9名）の合議制
- 委員長・委員は独立して職権を行使（独立性の高い、いわゆる3条委員会）

【マイナンバー法(*1)関係】



(*1) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律

(*2) 個人情報の保護に関する法律

(*3) これらの事務は改正個人情報保護法の全面施行の日（公布から2年以内）から開始。

1. 特定個人情報の取扱いに関する 監視・監督について

監視・監督の考え方

ルールづくりと広報

- ・特定個人情報保護評価指針・解説
- ・特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン・Q&A
- ⇒説明会・ウェブサイト等による広報・啓発

法令・ルールが遵守されているか

サイバー攻撃等の脅威の高まり

- ⇒関係機関との報告連絡体制の構築
- ⇒個人番号利用事務で使用するシステムについて、インターネット環境からの分離を明記するガイドラインの改正

事前対応

特定個人情報保護評価制度

行政機関の全項目評価書について承認、相談対応等

事後対応

日常の監督

- ・相談対応、指導・助言等
- ・報告徴収

立入検査

⇒指導・助言・勧告等

- ・行政機関等に対する定期検査
- ・随時検査

情報提供NWSに係る監視

⇒情報連携状況の監視

インシデント対応

⇒報告徴収等による効率的な実態把握、立入検査

<関係機関との連携> <有益な情報発信>

番号法の改正により新たに規定された内容

- 平成27年9月に「個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律」が成立・公布され、新たに以下の内容を規定。

（研修の実施）

第二十八条の二 行政機関の長等は、特定個人情報ファイルを保有し、又は保有しようとするときは、特定個人情報ファイルを取り扱う事務に従事する者に対して、政令で定めるところにより、特定個人情報の適正な取扱いを確保するために必要なサイバーセキュリティ（サイバーセキュリティ基本法（平成二十六年法律第百四号）第二条に規定するサイバーセキュリティをいう。第三十五条の二において同じ。）の確保に関する事項その他の事項に関する研修を行うものとする。

⇒ 平成27年12月24日に、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令」（平成二十六年三月三十一日政令第百五十五号）に第30条の2の条文が新設された。

（委員会による検査等）

第二十八条の三 特定個人情報ファイルを保有する行政機関、独立行政法人等及び機構は、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、定期的に、当該特定個人情報ファイルに記録された特定個人情報の取扱いの状況について委員会による検査を受けるものとする。

⇒ 「特定個人情報の取扱いの状況に係る行政機関等に対する定期的な検査に関する規則（案）」についての意見募集（3月30日（水）～4月28日（木）17時）を行っており、今後、意見を踏まえ、規則を制定予定。

2 特定個人情報ファイルを保有する地方公共団体及び地方独立行政法人は、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、定期的に、委員会に対して当該特定個人情報ファイルに記録された特定個人情報の取扱いの状況について報告するものとする。

⇒ 個人情報保護委員会規則に定める内容等について、検討中。

（特定個人情報の漏えい等に関する報告）

第二十八条の四 個人番号利用事務等実施者は、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、特定個人情報ファイルに記録された特定個人情報の漏えいその他の特定個人情報の安全の確保に係る重大な事態が生じたときは、委員会に報告するものとする。

⇒ 平成27年12月25日に、「特定個人情報の漏えいその他の特定個人情報の安全の確保に係る重大な事態の報告に関する規則」（平成27年特定個人情報保護委員会規則第5号）を制定。

特定個人情報の漏えい事案等が発生した場合の報告について

- 平成27年9月の「個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律」により、特定個人情報の安全の確保に係る「重大な事態」が生じたときの個人情報保護委員会への報告が法令上義務化。

番号法違反の事案又はそのおそれのある事案
(告示に基づく報告)【確報】

重大な事態又はそのおそれのある事案
(告示に基づく報告)【第一報】

重大な事態が現に発生
(おそれを除く)
(規則に基づく報告)【確報】

確報の法定義務

- 独立行政法人等及び地方公共団体等における特定個人情報の漏えい事案等が発生した場合の対応について（平成27年特定個人情報保護委員会告示第1号）

- 特定個人情報の漏えいその他の特定個人情報の安全の確保に係る重大な事態の報告に関する規則（平成27年特定個人情報保護委員会規則第5号）

地方公共団体等における特定個人情報の漏えい事案等が発生した場合の対応

独立行政法人等及び地方公共団体等における特定個人情報の漏えい事案等が発生した場合の対応について

(平成27年特定個人情報保護委員会告示第1号)

地方公共団体等は、その取り扱う特定個人情報について、漏えい事案その他の番号法違反の事案又は番号法違反のおそれのある事案が発覚した場合には、次の事項について必要な措置を講ずるものとする。

《必要な措置を講ずる事項》

- ① 組織内における報告、被害の拡大防止
- ② 事実関係の調査、原因究明
- ③ 影響範囲の特定
- ④ 再発防止策の検討・実施
- ⑤ 影響を受ける可能性のある本人への連絡等
- ⑥ 事実関係、再発防止策等の公表
- ⑦ 個人情報保護委員会への報告

A. 右記の個人情報保護委員会規則における、重大事態に該当する事案又はそのおそれのある事案が発覚した時点で、直ちにその旨を個人情報保護委員会に報告する。【第一報】

B. 番号法違反の事案又は番号法違反のおそれのある事案を把握した場合には、事実関係及び再発防止策等について、速やかに個人情報保護委員会に報告する。【確報】

特定個人情報の漏えいその他の特定個人情報の安全の確保に係る重大な事態の報告に関する規則

(平成27年特定個人情報保護委員会規則第5号)

地方公共団体等は、**特定個人情報ファイルに記録された特定個人情報の漏えいその他の特定個人情報の安全の確保に係る重大な事態（重大事態）**が生じたときは、個人情報保護委員会に報告するものとする。【確報】

《重大事態》

- ① 情報提供ネットワークシステム等又は個人番号利用事務・個人番号関係事務を処理するために使用する情報システムで管理される特定個人情報が漏えい等した事態
- ② 漏えい等した特定個人情報に係る本人の数が100人を超える事態
- ③ 特定個人情報を電磁的方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態となり、かつ閲覧された事態
- ④ 職員等が不正の目的をもって、特定個人情報を利用し、又は提供した事態

《報告内容》

- ① 概要及び原因
- ② 特定個人情報の内容
- ③ 再発防止のためにとった措置
- ④ ①～③のほか、個人情報保護委員会が定める事項

※個人情報保護委員会へ報告する様式については、個人情報保護委員会ウェブサイトに掲載しています。

特定個人情報の漏えい事案等が発生した場合の対応について（地方公共団体等向け）

平成27年12月25日付 各都道府県・指定都市番号制度担当部局長あて通知 特個第818号
特定個人情報の漏えい事案等が発生した場合の対応における留意事項について
（地方公共団体等における対応に関する通知）

1. 重大な事態又はそのおそれのある事案が発覚した場合

直ちに個人情報保護委員会に第一報をFAXで報告してください。

（FAX：03-3593-7962）

※ 執務室が移転したことに伴い、FAX番号が変更になっております。

なお、発覚時点が夜間、休日の場合には、原則として翌開庁日にそれまでに把握した事項や行った措置等を併せて報告してください。

2. 番号法違反の事案又は番号法違反のおそれのある事案を把握した場合

（1. を除く事案の場合）

原則として、電子メールにより、個人情報保護委員会に報告してください。

ただし、不正プログラム等による情報漏えい等の場合は、FAXを用いてください。

（e-mail：houkoku.bangou@ppc.go.jp）

3. 報道発表資料等の情報提供

事案を報道発表する場合には、報道発表する前に、報道発表資料等を個人情報保護委員会に情報提供いただきますようお願いいたします。

個人情報保護委員会のホームページに、
報告様式やQ&Aを掲載しています。
<http://www.ppc.go.jp/legal/policy/rouei/>



特定個人情報の漏えい事案等の事例

【事例①】

- 機関Aにおいて、専用システムを用いて約200人分のマイナンバーを含むデータを機関Bにメール送信した際に、当該データを機関B以外の複数の機関へも誤送信した事案が発生したもの。

【事例②】

- 機関Cにおいて、職員とその扶養親族約50人分のマイナンバーや氏名等が記載された給与関係書類を機関Dへ提出するために、担当職員が当該書類をかばんに入れて直接移送していたところ、移送途中の電車で当該かばんを紛失した事案が発生したもの。

特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドラインの改正の状況

○ 特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（行政機関等・地方公共団体等編）

平成27年10月5日改正

マイナンバー制度のセキュリティ確保を徹底するための政府全体での取組みの一環として、「サイバーセキュリティ戦略」（平成27年9月4日閣議決定）等を踏まえ、個人番号利用事務で使用する情報システムについて、インターネットから独立する等の高いセキュリティ対策を踏まえたシステム構築及び運用体制整備を行うこと等を盛り込む改正を実施。

平成28年1月1日改正

平成27年9月に改正された個人情報保護法及び番号法の一部施行に伴い、形式改正を実施。

平成28年4月1日改正

従来の不服申立て（審査請求と異議申立て）を審査請求の手続に一元化する等の改正がなされた「行政不服審査法」（平成26年法律第68号）の施行による「行政機関個人情報保護法」の改正に伴い、形式改正を実施。

2. 特定個人情報保護評価について

目 次

- (1) 評価実施機関における評価書の公表状況
- (2) 特定個人情報保護評価の実施手続
- (3) 特定個人情報保護評価計画管理書の作成
- (4) 特定個人情報保護評価の適切な実施
- (5) 特定個人情報保護評価の再実施等【定期】
- (6) 特定個人情報保護評価の再実施等【随時】
- (7) 独自利用事務に関する評価書の作成
- (参考) マイナンバー保護評価システムに係るお問合せ

(1) 評価実施機関における評価書の公表状況

(平成28年3月31日現在)

機関情報		評価書情報			
公表者区分	公表機関数	評価書数	評価書種別		
			基礎	重点	全項目
行政機関の長	6 機関	13	5	0	8
地方公共団体の長その他の機関	2,075 機関	28,328	26,497	1,299	532
独立行政法人等	16 機関	20	15	1	4
地方独立行政法人	0 機関	0	0	0	0
地方公共団体情報システム機構	1 機関	1	0	0	1
情報連携を行う事業者	217 機関	264	247	17	0
合計	2,315 機関	28,626	26,764	1,317	545

※ 評価書数は、重点項目評価又は全項目評価が義務付けられた場合に併せて提出される基礎項目評価書の数を除いています。

公表されている評価書の確認については、マイナンバー保護評価WEBの評価書検索をご利用ください。

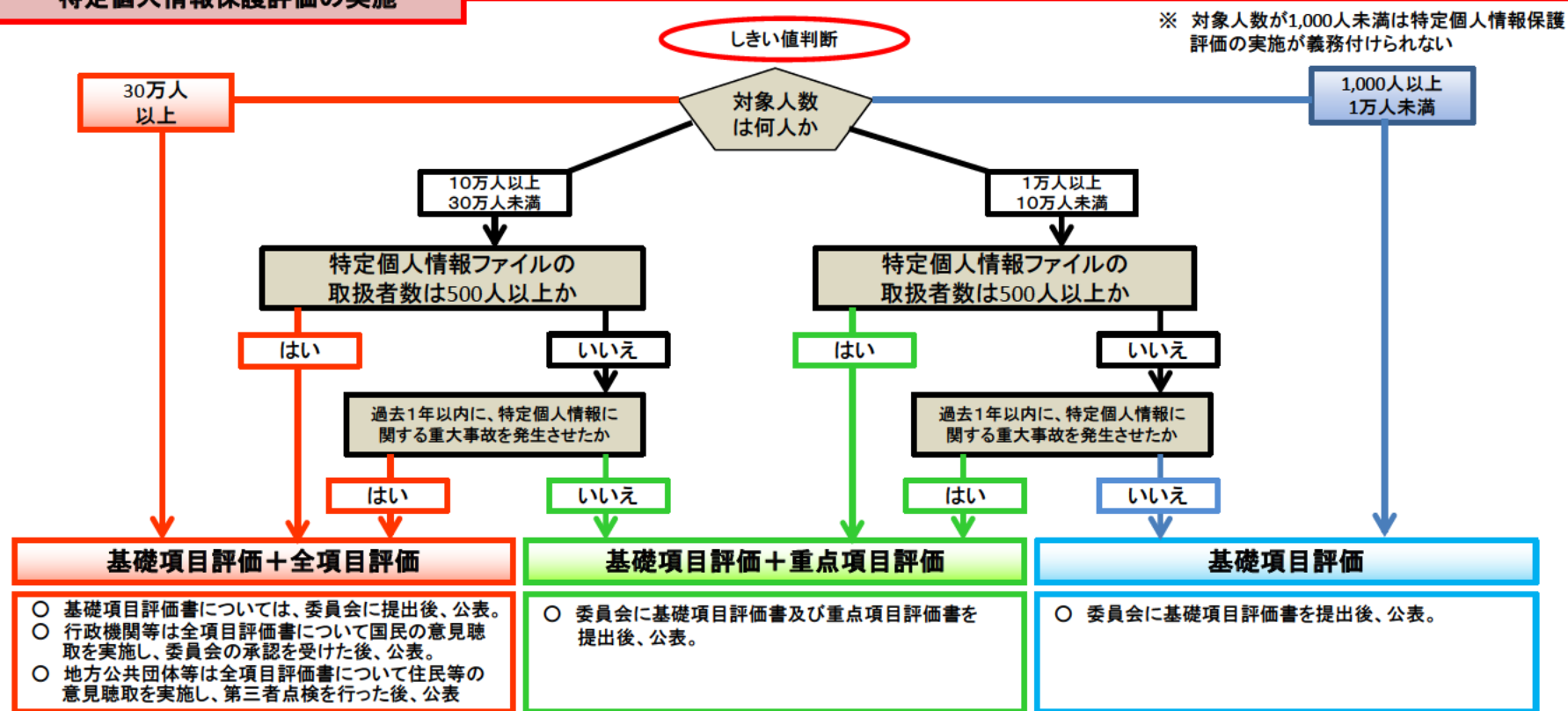
(<http://www.ppc.go.jp/mynumber/evaluationSearch/>)

(2) 特定個人情報保護評価の実施手続

特定個人情報保護評価計画管理書

- 特定個人情報保護評価を計画的に実施し、実施状況を適切に管理するために、最初の特定個人情報保護評価を実施する前に作成する
- 特定個人情報保護評価書を委員会へ提出する際に、併せて提出する。評価書の修正等があった場合は、その都度更新し、評価書と併せて提出する。

特定個人情報保護評価の実施



実施後に必要となる手続

- 重要な変更を加えようとするとき、特定個人情報に関する重大事故の発生等によりしきい値判断の結果が変わり新たに重点項目評価又は全項目評価を実施するものと判断されたときは、特定個人情報保護評価を再実施。
- 上記以外の変更が生じたときは、評価書を修正・公表。
- 少なくとも1年に1回は特定個人情報保護評価書の見直しを行うよう努める。
- 一定期間(5年)経過前に特定個人情報保護評価の再実施を行うよう努める。

(3) - 1 特定個人情報保護評価計画管理書の作成

特定個人情報保護評価指針

第5 特定個人情報保護評価の実施手続

1 特定個人情報保護評価計画管理書

(1) 特定個人情報保護評価計画管理書の作成（抜粋）

特定個人情報保護評価計画管理書は、特定個人情報保護評価を計画的に実施し、また、特定個人情報保護評価の実施状況を適切に管理するために作成するものである。評価実施機関で実施する特定個人情報保護評価に関する全ての事務及びシステムについて記載するものとし、評価実施機関単位で作成するものとする。

特定個人情報保護評価指針の解説

Q第5の1-1のA（抜粋）

特定個人情報保護評価計画管理書を作成する目的は、評価実施機関が実施する特定個人情報保護評価の対象となる事務とそれらの事務で使用するシステムを中心に、評価実施機関における特定個人情報ファイルの取扱いの全体像を把握し、特定個人情報保護評価の実施について、計画と管理を適切に行うことです。



(3) - 2 特定個人情報保護評価計画管理書の作成



留意事項

- 個人情報保護委員会に提出した特定個人情報保護評価書に係る事務のみが記載された特定個人情報保護評価計画管理書が提出されているケースがあります。
- 特定個人情報保護評価の実施について、計画と管理を適切に行うために、
 - ① 評価実施機関内における特定個人情報ファイルを取り扱う事務の洗出しを行った上で、
 - ② 特定個人情報保護評価に関する全ての事務及びシステムを同計画管理書に記載する必要があります。

(4) - 1 特定個人情報保護評価の適切な実施

特定個人情報保護評価指針

第6 特定個人情報保護評価の実施時期

1 新規保有時（抜粋）

特定個人情報ファイルを新規に保有しようとする場合、原則として、当該特定個人情報ファイルを保有する前に特定個人情報保護評価を実施するものとする。

第12 特定個人情報保護評価に係る違反に対する措置

1 特定個人情報保護評価の未実施に対する措置（抜粋）

特定個人情報保護評価を実施するものとされているにもかかわらず実施していない事務については、情報連携を行うことが禁止される。

特定個人情報保護評価指針の解説

第6 特定個人情報保護評価の実施時期 1 新規保有時 の解説（抜粋）

特定個人情報保護評価の結果を受けて、当初予定していた特定個人情報ファイルの取扱いやシステム設計を変更しなければならない場合も十分想定されることから、対応に要する時間を考慮して、特定個人情報保護評価は、特定個人情報ファイルを保有する直前ではなく、十分な時間的余裕をもって実施する必要があります。



(4) - 2 特定個人情報保護評価の適切な実施



留意事項

- 特定個人情報保護評価計画管理書の作成に当たって、評価実施機関内の特定個人情報ファイルを取り扱う事務の洗出しを行った場合等において、特定個人情報保護評価を実施していない事務があるときには、特定個人情報ファイルを保有する前に特定個人情報保護評価を実施する必要があります。

※ 特定個人情報保護評価の具体的な実施時期については、特定個人情報保護評価指針の解説94ページ以降を参照してください。

- 特定個人情報保護評価の実施とは、評価書の公表までを指します。
マイナンバー保護評価システムにて提出・公表を行う際に、「評価書の提出」は行っているものの、「評価書の公表」を行っていないケースがあります。
マイナンバー保護評価システムにおいて「評価書の公表」を行うためには、「評価書の提出」の作業とは別に「評価書の公表」の作業を行う必要があります。「評価書の提出」の作業後、自動的に評価書が公表されるわけではないのでご注意ください。

※ マイナンバー保護評価システムにて評価書（再実施や修正を行った評価書を含む。）を提出・公表するためには、各評価実施機関の機関ユーザ（マイナンバー制度の取りまとめ部署の担当者）に付与しているIDとパスワードが必要となります。人事異動等により機関ユーザの異動があった場合には、後任の担当者に事務を適切に引き継ぐとともに、保護評価システムを通じてユーザ情報の更新申請手続を行ってください。

(5) - 1 特定個人情報保護評価の再実施等【定期】

特定個人情報保護評価指針

第5 特定個人情報保護評価の実施手続 4 特定個人情報保護評価書の見直し

評価実施機関は少なくとも1年に1回、公表した特定個人情報保護評価書の記載事項を実態に照らして見直し、変更が必要か否かを検討するよう努めるものとする。

第6 特定個人情報保護評価の実施時期 2 新規保有時以外（抜粋）

(3) しきい値判断の結果の変更（前段）

上記第5の4に定める特定個人情報保護評価書の見直しにおいて、対象人数又は取扱者数が増加したことによりしきい値判断の結果が変わり、新たに重点項目評価又は全項目評価を実施するものと判断される場合、評価実施機関は、速やかに特定個人情報保護評価を再実施するものとする。

(4) 一定期間経過

評価実施機関は、規則第15条の規定に基づき、直近の特定個人情報保護評価書を公表してから5年を経過する前に、特定個人情報保護評価を再実施するよう努めるものとする。

第7 特定個人情報保護評価書の修正

1 基礎項目評価書（抜粋）

基礎項目評価書の記載事項に、第6の2（3）のしきい値判断の結果の変更に該当しない変更が生じた場合、評価実施機関は、規則第14条の規定に基づき、基礎項目評価書を速やかに修正し、委員会に提出した上で公表するものとする。

2 重点項目評価書・全項目評価書（抜粋）

重点項目評価書又は全項目評価書の記載事項に、第6の2（2）の重要な変更に当たらない変更が生じた場合、評価実施機関は、規則第14条の規定に基づき、重点項目評価書又は全項目評価書を速やかに修正し、委員会に提出した上で公表するものとする。

(5) - 2 特定個人情報保護評価の再実施等【定期】



留意事項

- 特定個人情報保護評価の再実施が義務付けられない程度の比較的軽微な変更・変化であっても、公表している特定個人情報保護評価書の記載内容と実態の齟齬を放置することは、特定個人情報ファイルの取扱いについての透明性を高め、国民・住民の信頼を確保するという特定個人情報保護評価の目的に反する結果となります。
- このため、評価実施機関には、公表している特定個人情報保護評価書の記載内容が実態に合致しているかを常に意識し、必要であれば修正し公表することが期待されています。
特定個人情報保護評価に関する規則第14条等においては、少なくとも1年に1度は見直しを行い、記載内容の変更が必要か否かを検討するよう努めることが求められています。
- 地方公共団体情報システム機構から提供されている住民基本台帳に関する事務等に係る特定個人情報保護評価書の記載要領や、総務省から提供されている中間サーバーに係る特定個人情報保護評価書の記載例が適切に反映されているか、必要に応じて確認していただく必要があります。

(6) - 1 特定個人情報保護評価の再実施等【随時】

特定個人情報保護評価指針

第6 特定個人情報保護評価の実施時期 2 新規保有時以外（抜粋）

(2) 重要な変更

評価実施機関は、保有する特定個人情報ファイルに重要な変更を加えようとするときは、当該変更を加える前に、特定個人情報保護評価を再実施するものとする。

(注) 「重要な変更」については、特定個人情報保護評価指針の解説104ページ以降を参照してください。

(3) しきい値判断の結果の変更（後段）

評価実施機関における特定個人情報に関する重大事故の発生によりしきい値判断の結果が変わり、新たに重点項目評価又は全項目評価を実施するものと判断される場合、評価実施機関は、当該特定個人情報に関する重大事故の発生後速やかに特定個人情報保護評価を再実施するものとする。

第7 特定個人情報保護評価書の修正＜(5) - 1の再掲＞

1 基礎項目評価書（抜粋）

基礎項目評価書の記載事項に、第6の2(3)のしきい値判断の結果の変更に該当しない変更が生じた場合、評価実施機関は、規則第14条の規定に基づき、基礎項目評価書を速やかに修正し、委員会に提出した上で公表するものとする。

2 重点項目評価書・全項目評価書（抜粋）

重点項目評価書又は全項目評価書の記載事項に、第6の2(2)の重要な変更にあたらない変更が生じた場合、評価実施機関は、規則第14条の規定に基づき、重点項目評価書又は全項目評価書を速やかに修正し、委員会に提出した上で公表するものとする。

(6) - 2 特定個人情報保護評価の再実施等【随時】

特定個人情報保護評価指針の解説

Q第6の2(3) - 4のA(抜粋)

ある事務について既に特定個人情報保護評価書を公表していた場合、当該事務に関わりのない評価実施機関内の部署が特定個人情報に関する重大事故を発生させたとしても、それにより当該事務に関するしきい値判断の結果が変われば、特定個人情報保護評価の再実施が必要となります。



留意事項

- 「重要な変更」については、そのような変更を加えようとする前に特定個人情報保護評価を再実施する必要があります。
よって、事後的な処理を行うことになる特定個人情報保護評価書の定期的な見直し（前述3-1）において、「重要な変更」が見つかることは想定されていません。
- しきい値判断項目の変更に伴ってしきい値判断の結果が変わり、新たに重点項目評価又は全項目評価を実施するものと判断される場合、速やかに特定個人情報保護評価を再実施することが求められます。
この場合、しきい値判断項目の中でも、①対象人数及び②取扱者数と、③重大事故の発生では、特定個人情報保護評価の再実施の契機が異なります。
①及び②については、特定個人情報保護評価書の定期的な見直しにおいてしきい値判断の結果が変わった後、速やかに特定個人情報保護評価を再実施することとなります。
一方、③については、特定個人情報に関する重大事故の発生を知った後、速やかに特定個人情報保護評価を再実施することとなります。

(7) 独自利用事務に関する評価書の作成

留意事項

○ 番号法第9条第2項に基づき条例で定める事務（いわゆる「独自利用事務」）についても、特定個人情報ファイルを保有する場合には、特定個人情報保護評価の実施が必要となります。

独自利用事務に関する基礎項目評価書の作成に当たっては、以下の点に留意してください。また、重点項目評価書及び全項目評価書の該当箇所の作成に当たっても、以下の点に留意してください。

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務		
①事務の名称		
②事務の概要		
③システムの名称		
2. 特定個人情報ファイル名		
3. 個人番号の利用		
法令上の根拠		
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[]	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠		
5. 評価実施機関における担当部署		
①部署		
②所長		
6. 他の評価実施機関		
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求		
請求先		
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ		
連絡先		

I 1. 「②事務の概要」においては、独自利用事務の内容を踏まえて記載してください。

I 3. 「法令上の根拠」においては、次の事項を記載してください。

- ・ 番号法第9条第2項
 - ・ 番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び条項
- ※ 評価実施時に条例が制定されていない場合等には、「〇〇に関する条例案」等と記載しても構いません。条例制定後、必要に応じて、評価書の修正を行ってください。

I 4. 「①実施の有無」で「実施する」を選択した場合には、「②法令上の根拠」において、次の事項を記載してください。

- ・ 番号法第19条第14号
 - ・ 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第14号に基づき同条第7号に準ずるものとして定める特定個人情報の提供に関する規則」
 - ・ 番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び条項
- ※ 評価実施時に条例が制定されていない場合等には、「〇〇に関する条例案」等と記載しても構いません。条例制定後、必要に応じて、評価書の修正を行ってください。

(参考)マイナンバー保護評価システムに係るお問合せ

Q 1 : 計画管理書を提出したにも関わらず、評価書を提出しようとする「計画管理書の最終提出日から7日以上経過している」というエラーが出る。

A 1 : 評価書の提出を行う日は、計画管理書の表紙の「作成・最終更新日」の日付から7日以内であることが必要です。例えば1月30日に評価書を提出する場合、計画管理書の表紙の「作成・最終更新日」の日付を1月30日に変更した上で登録いただければ、評価書の提出が可能となります。

Q 2 : 評価書を提出したのに、マイナンバー保護評価WEBで検索しても表示されない。

A 2 : マイナンバー保護評価システムにおいて評価書の提出をした後、評価書の公表作業を行う必要があります。システム操作説明書（機関ユーザ編）P8-1の「8.1評価書の公表」の作業を行ってください。

Q 3 : 評価書を提出しようとして、エクセルの評価書様式を添付して次の画面に進もうとすると、「評価書を選択してください」とエラーが出る。（先に進めず、エラー表示が繰り返される）

A 3 : 評価書様式がシステムに登録できる指定の様式ではない可能性があります。システムに登録できる様式は、加工ができないようにセルの追加や着色ができないようになっています。デジタルPM0又は保護評価システムから様式をダウンロードして、再度作成してください。

(参考)マイナンバー保護評価システムに係るお問合せ

Q 4 : 評価書を提出しようとしたが、「不正なシートがある」というエラーが出て提出できない。

A 4 :

【基礎項目評価書の場合】

システムで提出できる指定の様式以外の様式を使用している可能性があります。デジタルPMO又は保護評価システムから様式をダウンロードして、再度作成してください。

【重点項目評価書の場合】

重点項目評価書でシートを追加できるのは、「(別添1) 事務の概要」、「Ⅱ. 特定個人情報ファイルの概要」、「Ⅲ. 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策」のみです。

それ以外のシートを追加していないでしょうか。追加している場合は、そのエラーの原因となっているシートをPDF化し、添付ファイルとして登録すれば提出可能となります。

(よくあるケースとして、移転先・提供先が20件以上あるためシートを追加しているケースが挙げられます。)

【全項目評価書の場合】

全項目評価書でシートを追加できるのは、「(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目」、「Ⅱ. 特定個人情報ファイルの概要」、「Ⅲ. 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策」のみです。

それ以外のシートを追加していないでしょうか。追加している場合は、そのエラーの原因となっているシートをPDF化し、添付ファイルとして登録すれば提出可能となります。

(よくあるケースとして、移転先・提供先が20件以上あるためシートを追加しているケース、「(別添1) 事務の内容」のシートがコピーされていてシートが複数存在するケースが挙げられます。)

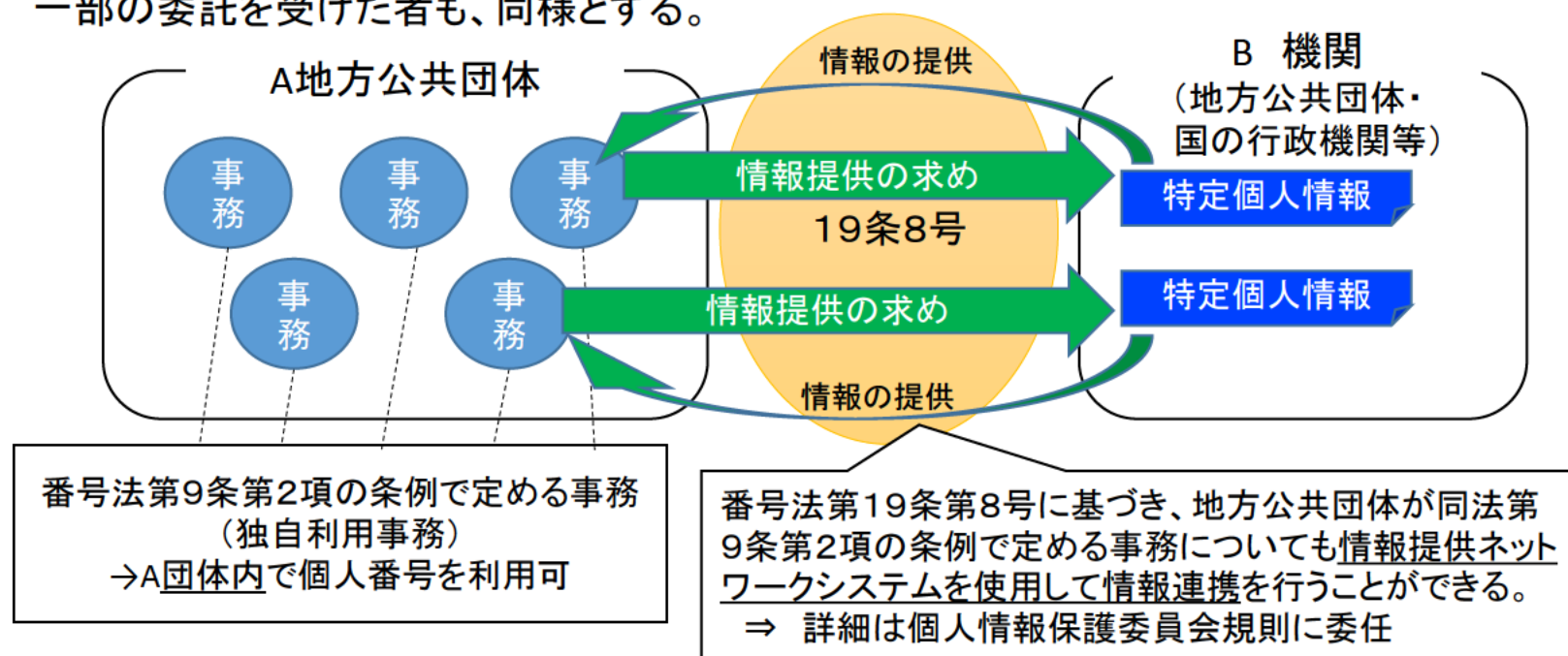
3. 番号法第9条第2項の条例で定める 事務に係る情報連携について



番号法第9条第2項の条例で定める事務に係る情報連携について (番号法新第19条第8号)

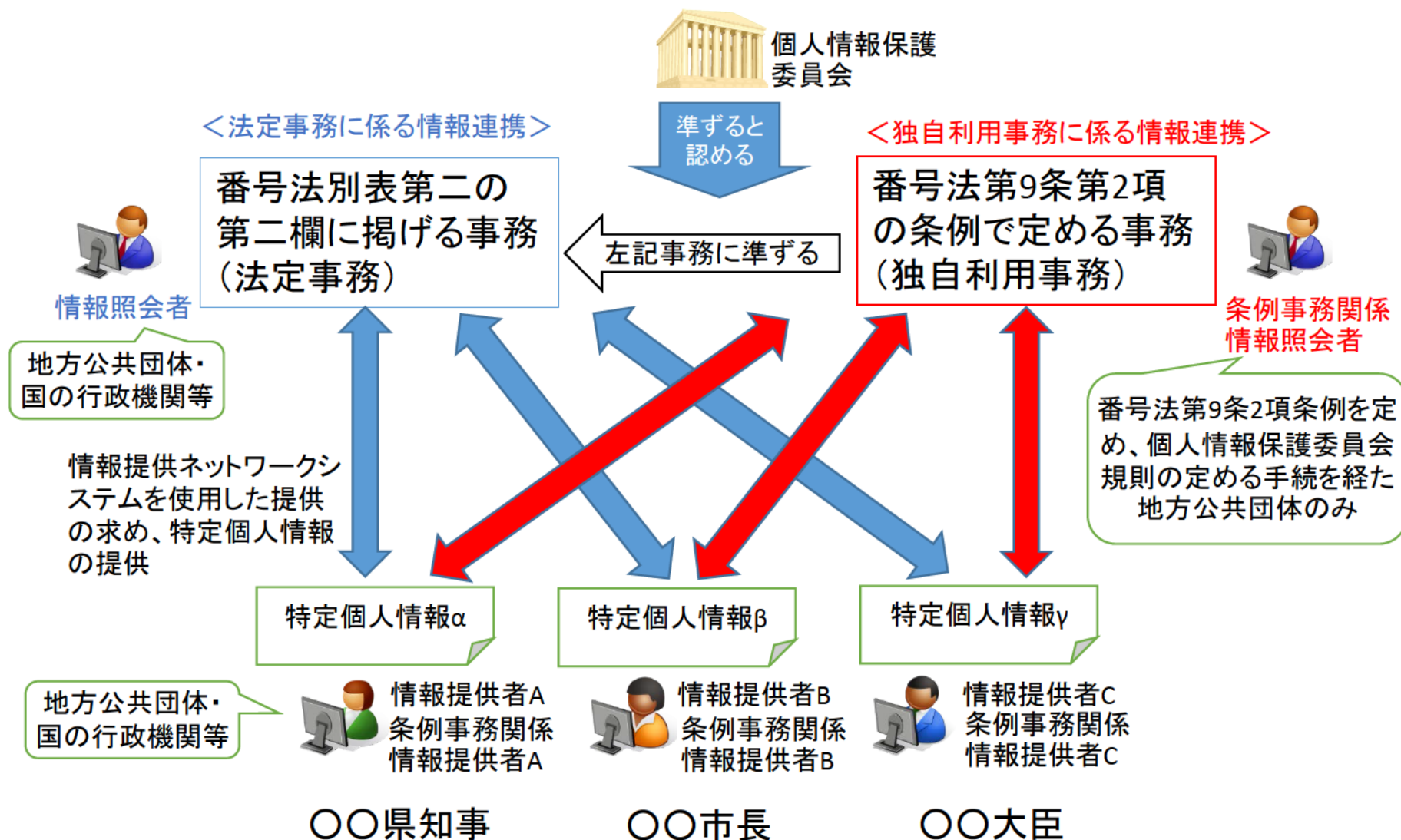
番号法第9条第2項（抄）

地方公共団体の長その他の執行機関は、福祉、保健若しくは医療その他の社会保障、地方税（中略）又は防災に関する事務その他これらに類する事務であって条例で定めるものの処理に関して保有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で個人番号を利用することができる。当該事務の全部又は一部の委託を受けた者も、同様とする。



地方公共団体が条例で定める事務についても情報連携を行うことで、添付書類の削減等住民へのメリットを提供できるほか、他の地方公共団体等他の機関からの照会対応を効率化。27

独自利用事務に係る情報連携のイメージ①



独自利用事務に係る情報連携のイメージ②

- ① 番号法別表第二に掲げられていない事務 → 独自利用事務の情報連携の対象外
- ② 番号法別表第二に掲げられているが主務省令に規定されていない事務
→ 番号の利用・提供については法所管省庁に委ねられていることから、独自利用事務の情報連携の検討からは除外
- ③ 番号法別表第二に掲げられた事務に準ずる事務
→ いわゆる上乗せ、横出し等※¹については一定の基準※²を設けて独自利用事務の情報連携を認める

※1 上乗せ、横出し等

例：高等学校等就学支援金事務
別表第二 113の項「就学支援金の支給に関する事務」

県による加算
8万円

⇒上乗せ

国の就学支援
金 30万円

県による入
学金の補助

⇒横出し

※2 以下の3要件を満たす事務については、規則連携を認める

- 事務の趣旨・目的と法定事務の根拠法令における趣旨・目的が同一
- 事務に類似性が認められる
- 情報提供者及び提供を求める特定個人情報等が別表事務とほぼ同一

番号法第19条第8号の委員会規則について

番号法第19条第8号（抄）

条例事務関係情報照会者（第九条第二項の規定に基づき条例で定める事務のうち別表第二の第二欄に掲げる事務に準じて迅速に特定個人情報の提供を受けることによって効率化を図るべきものとして個人情報保護委員会規則で定めるものを処理する地方公共団体の長その他の執行機関であって個人情報保護委員会規則で定めるものをいう。（中略））が、政令で定めるところにより、条例事務関係情報提供者（当該事務の内容に応じて個人情報保護委員会規則で定める個人番号利用事務実施者をいう。（中略））に対し、当該事務を処理するために必要な同表の第四欄に掲げる特定個人情報であって当該事務の内容に応じて個人情報保護委員会規則で定めるもの（中略）の提供を求めた場合において、当該条例事務関係情報提供者が情報提供ネットワークシステムを使用して当該特定個人情報を提供するとき。

規則で定める事項

第19条第8号が新設されたことに伴い、平成27年9月28日に公布した、「第19条第14号に基づく準7号規則」（平成27年委員会規則第3号）で定める仕組みと同様の内容を今後適切な時期に個人情報保護委員会において規定予定

第19条第8号に基づく情報連携①

独自利用事務の情報連携の根拠が「番号法第19条第14号及びそれに基づく規則」から「新第19条第8号及びそれに基づく規則」へ

⇒新第19条第8号に基づく独自利用事務の情報連携について、新設第26条により第21条第2項から第25条までの規定が準用される。



独自利用事務の情報連携についても情報提供ネットワークシステムを使用することが法律上明記され、

- ・ 情報提供者の情報提供義務規定(第22条第1項)…(次頁※)
 - ・ 添付書類の省略に関する規定(第22条第2項)
 - ・ 情報提供等の記録に関する規定(第23条)
 - ・ 秘密保持義務に関する規定(第25条)
- 等が適用されることになる。

(参考) 番号法第26条

第二十六条 第二十一条(第一項を除く。)から前条までの規定は、第十九条第八号の規定による条例事務関係情報照会者による特定個人情報の提供の求め及び条例事務関係情報提供者による特定個人情報の提供について準用する。この場合において、第二十一条第二項第一号中「別表第二に掲げる」とあるのは「第十九条第八号の個人情報保護委員会規則で定める」と、第二十二条第一項中「ならない」とあるのは「ならない。ただし、第十九条第八号の規定により提供することができる特定個人情報の範囲が条例により限定されている地方公共団体の長その他の執行機関が、個人情報保護委員会規則で定めるところによりあらかじめその旨を委員会に申し出た場合において、当該提供の求めに係る特定個人情報が当該限定された特定個人情報の範囲に含まれないときは、この限りでない」と、同条第二項中「法令」とあるのは「条例」と、第二十四条中「情報提供等事務(第十九条第七号)」とあるのは「条例事務関係情報提供等事務(第十九条第八号)」と、「情報提供等事務に」とあるのは「条例事務関係情報提供等事務に」と、前条中「情報提供等事務」とあるのは「条例事務関係情報提供等事務」と読み替えるものとする。

第19条第8号に基づく情報連携②

※提供の対象とならない特定個人情報について ⇒ 詳細については検討中

- 番号法新第26条により読み替えて準用される第22条第1項の条例により第19条第8号の規定により提供できることができる範囲が限定されている特定個人情報であって、個人情報保護委員会規則の定めるところによりあらかじめその旨を個人情報保護委員会に申し出たもの

(参考) 番号法第26条により読み替えて準用される第22条

第二十二條 条例事務情報提供者は、第十九条第八号の規定により特定個人情報の提供を求められた場合において、当該提供の求めについて前条第二項の規定による総務大臣からの通知を受けたときは、政令で定めるところにより、条例事務関係情報照会者に対し、当該特定個人情報を提供しなければならない。ただし、第十九条第八号の規定により提供することができる特定個人情報の範囲が条例により限定されている地方公共団体の長その他の執行機関が、個人情報保護委員会規則で定めるところによりあらかじめその旨を委員会に申し出た場合において、当該提供の求めに係る特定個人情報が当該限定された特定個人情報の範囲に含まれないときは、この限りでない。

情報連携の対象となる独自利用事務の事例

◆ 委員会で公表済の情報連携の対象となる独自利用事務の事例

※（ ）内は準ずる番号法別表第2の項

- ① 子どもの医療費助成に関する事務（9、74）
- ② 小児慢性特定疾患児日常生活用具の給付に関する事務（9）
- ③ 障害児通所給付費等の支給に関する事務（10、11）
- ④ 障害福祉サービスの提供に関する事務（10、11）
- ⑤ 予防接種に係る実費の徴収に関する事務（法定事務に係るものを除く。）（18）
- ⑥ 「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について（昭和29年5月8日社発第382号厚生省社会局長通知）」に基づき、行政措置として日本国民に対する生活保護に準じた取扱いによって実施されている外国人の保護に関する事務（26）
- ⑦ 地方公共団体が設置する住宅等の管理に関する事務（法定事務に係るものを除く。）（31）
※ 住宅に困窮する低額所得者に対する低廉な家賃での賃貸又は転貸である場合
- ⑧ 特別支援教育就学奨励費の支給に関する事務（負担金に係る事務）以外の事務であって、地方公共団体においてこれと同様に個人番号を利用する事務（補助金に係る事務）（37）
- ⑨ 地方公共団体が改良住宅に類して設置する住宅等の管理に関する事務（54）
- ⑩ ひとり親等の医療費助成に関する事務（57、65）
- ⑪ 児童の育成に係る手当、遺児に係る手当等の支給に関する事務（57）
- ⑫ 母子家庭等及び寡婦に対する資金の貸付けに関する事務（63）
- ⑬ ひとり親家庭等を対象とした給付金等の支給に関する事務（65）

- ⑭ 重度心身障害者等の医療費助成に関する事務（67、108）
- ⑮ 障害児の育成に係る手当等の支給に関する事務（67、108）
- ⑯ 心身障害者の福祉に係る手当等の支給に関する事務（67、108）
- ⑰ 障害福祉に係るサービス等の利用者負担の助成に関する事務（67、108）
- ⑱ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）に基づく地域生活支援事業の実施に関する事務（日常生活用具給付、移動支援等に関する事務等）（67、108）
 - ※ 障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業については、主務省令が定まるまでの当面の措置として情報連携を実施するものである。
- ⑲ 心身障害者扶養共済制度の掛金減免に関する事務（67、108）
- ⑳ 高齢者の医療費助成に関する事務（94）
- ㉑ 介護サービス等利用者負担軽減に関する事務（94）
- ㉒ 介護サービス等の給付に関する事務（介護用品支給に関する事務、日常生活用具の給付に関する事務、住宅改造等費用助成に関する事務、移動支援に関する事務等（介護保険法に基づく市町村特別給付及び地域支援事業を含む。））（94）
 - ※ 介護保険法に基づく市町村特別給付及び地域支援事業については、主務省令が定まるまでの当面の措置として情報連携を実施するものである。
- ㉓ 肝炎・結核等の感染症の医療費助成に関する事務（97）
- ㉔ 学資の貸与に関する事務（106）
- ㉕ 高等学校等就学支援金の支給に関する事務に併せてその他の給付等を実施している事務（113）
- ㉖ 私立高等学校等への奨学給付金の支給に関する事務（113）
- ㉗ 就学援助に関する事務（小学校・中学校向け、ただし医療費は除く。）（113）
- ㉘ 幼稚園就園奨励費の支給に関する事務（113）

情報連携の対象となる独自利用事務の事例の 拡大（予定）について

◆ 主務省令が未制定の事務に準ずる独自利用事務の情報連携について

主務省令改正案について、社会保障改革担当室によりデジタルPMO
掲載

個人情報保護委員会事務局より事務連絡を通知（H28.4.22付け）

次に掲げる 2 事務に準ずる独自利用事務について、平成29年7月
から開始予定の情報連携の対象として検討中。

- ・ 子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給又は
地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定
めるもの（番号法別表第2 第116の項）
- ・ 難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関す
る事務であって主務省令で定めるもの（番号法別表第2 第120の項）

※ 都道府県の形式チェックあり(御協力いただける都道府県内の市区町村)

36

※ 都道府県の形式チェックなし(都道府県、指定都市等)

37

(その他)

- ◆ 情報連携を希望する独自利用事務の事前登録について
(今月中に事務連絡により通知予定)
 - ※ 各地方公共団体において、指定期日までに遺漏なきよう登録願います。
- ◆ 届出書記載に係る留意事項について
(H28.4.22 デジタルPMOに掲載)
 - ※ 届出書記載に際してご参考とされてください。